

国税庁提出資料

令和 8 年 2 月 13 日（金）



令和7年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知協力依頼の結果について

- ◆ 「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」において、公的手続等のデジタル化推進の一環として「マイナポータル連携等を活用した確定申告」の推進、利用拡大や「事業者のデジタル化促進」について、これまで、国税庁から各府省庁等に対して所管する業界団体・独立行政法人等への周知を依頼。
- ◆ 各府省庁等の多大なるご協力により令和5年は2,600、令和6年は2,900を超える団体への周知を実施。
- ◆ 令和7年においても、令和6年の実績を超え、**3,200を超える団体への周知が実現。**

1 周知内容

① 確定申告における給与情報の自動入力について

会員事業者等に対して、従業員の給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただきたい旨を周知。

② 自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告について

会員事業者等に対して、従業員へマイナンバーカード及びマイナポータル連携などを活用した、自宅からのe-Taxによる確定申告を呼びかけていただくよう周知。

③ 事業者のデジタル化促進について

会員事業者等において、国税庁が作成した事業者のデジタル化促進に係る広報素材をご活用いただき、事業者の業務のデジタル化促進を働きかけていただくよう周知。

2 周知実績

令和8年1月集計

府省庁名	周知団体数
内閣府	6
警察庁	46
金融庁	74
総務省	45
法務省	15
外務省	2
文部科学省	982
厚生労働省	302
農林水産省	525
経済産業省	883
国土交通省	268
環境省	21
防衛省	1
財務省	39
消費者庁	1
こども家庭庁	9
合計	3,219

※1 周知団体数は各省庁の報告に基づくものであり一部重複等あり。

※2 周知団体数は令和8年1月20日時点で「周知済」又は「周知予定」と報告があったものを集計。

令和9年1月からの源泉徴収票の提出方法の変更等について

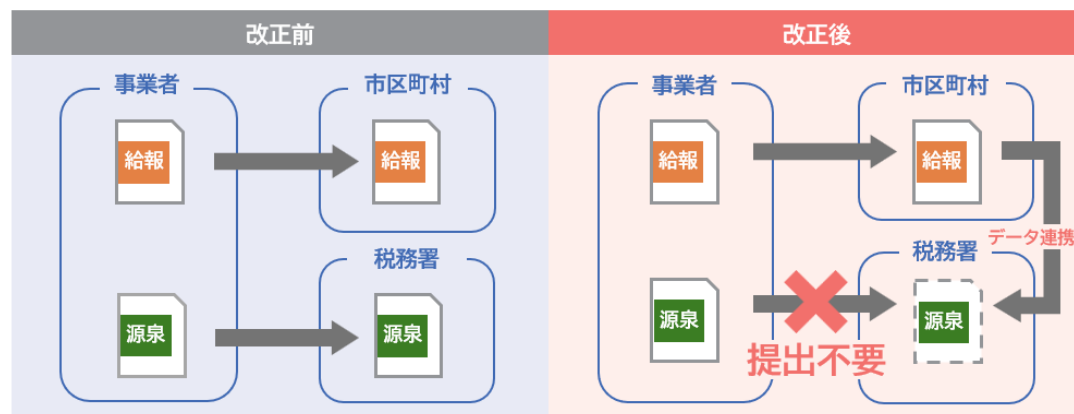
令和9年1月から開始する源泉徴収票の提出方法の改正について、令和8年4月以降、事業主へ改正内容を周知するとともに、eLTAXによる提出を勧奨していく。

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき給与所得の源泉徴収票については、**事業主の提出事務の負担軽減を目的**として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、**税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ**、それに伴い、**提出範囲が給与支払報告書と同じになります**。

Point!

給与支払報告書を市区町村に提出した場合には、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされるため、源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります。



給与支払報告書の提出は **eLTAX** でコスト削減！

eLTAXで給与支払報告書を一括提出すると、提出先の市区町村へ自動的に振り分けられるため、書面や光ディスク等での提出と比べ、**コストや事務負担を大幅に削減することができます**。



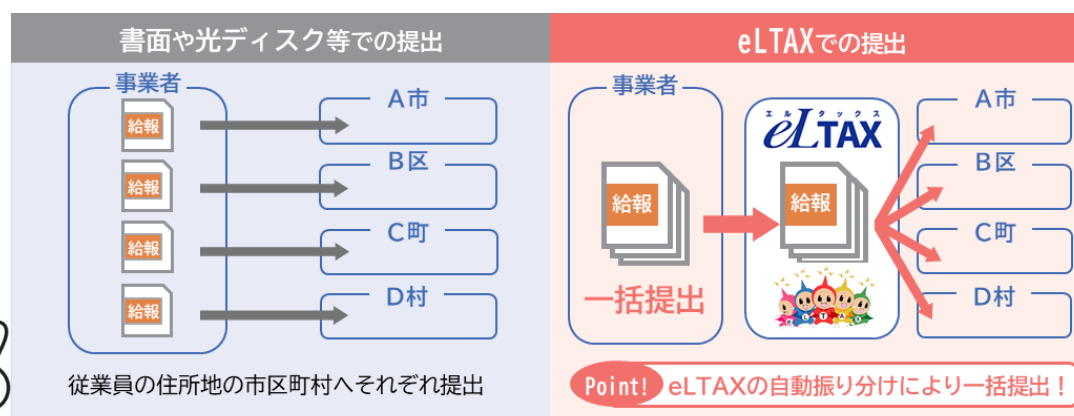
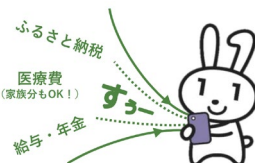
個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受けとれます！

従業員への**配付・郵送コスト**を削減することができ、**業務のペーパーレス化**につながります。



従業員の方の確定申告がさらに便利に！

従業員の方が、確定申告書を作成する際、マイナポータル連携により**給与所得の情報が自動で入力**されるようになります。入力ミスも心配もなく、**簡単・便利に申告書が作成**できます。



令和8年度税制改正大綱(令和7年12月19日 自民党・日本維新の会)(抜粋)

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

4.公平かつ円滑な納税のための環境整備

(5)税務手続のデジタル化の推進

納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行うことができるよう、税務手続のデジタル化を推進する。

取引から会計・税務までシームレスにデジタルデータで処理される仕組みやトレーサビリティが確保された帳簿書類の利用は、適正な申告を確保する観点から有益である。このため、これらの機能を備えた電子帳簿を利用している場合に青色申告特別控除の額を上乗せする措置等を講ずるとともに、こうした電子帳簿の普及・一般化に向けた官民連携の取組みを継続する。

複式簿記の利用や電子申告への円滑な移行を図る観点から、これらに未対応の事業者については、官民が協働してその支援に取り組む。記帳に不備がある事業者への対応を含め、記帳水準の更なる向上に向けた取組みを継続する。

記帳水準の向上等に向けた青色申告特別控除の見直し(令和8年度税制改正)

- ◆ 記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。
- ◆ 近年における会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について以下の見直しを行う(令和9年分以後の所得税について適用)。
 - ① 請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している納税者を対象として控除額の上限を引き上げる(65万円→75万円)。
 - ② 簡易簿記による控除(10万円)の適用は、i)事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下の納税者、又はii)事業としての規模に満たない不動産所得者等に限定する。
 - ③ 複式簿記による控除(①を除く。65万円)の適用は、電子申告を条件とする。
- ◆ 当庁としても、こうした措置は、デジタルインボイス導入のインセンティブになるものと認識。税を起点として事業者のデジタル化が進んでいくよう、当該措置も契機に、デジタルインボイスの普及に向けた効果的な周知広報に意欲的に取り組んでいきたいと考えており、引き続きご協力をお願いしたい。

○ 現行制度

条件	控除額
複式簿記+イ~ハのいずれか	65万円
イ 優良な電子帳簿(訂正削除履歴)	
□ 請求書データ等との自動連携	
ハ 電子申告	
複式簿記(上記イ~ハを満たさず=書面申告)	55万円
簡易簿記	10万円



○ 見直し案

条件	控除額
複式簿記+電子申告+イ・□のいずれか	75万円
イ 優良な電子帳簿(訂正削除履歴)	
□ 請求書データ等との自動連携	
複式簿記+電子申告	65万円
複式簿記(書面申告)	10万円
簡易簿記【対象を限定】(注1)	

(注1)簡易簿記については、i)事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下(事業所得及び不動産所得がある場合はいずれも1,000万円以下)の納税者、又は、ii)事業としての規模に満たない不動産所得者もしくは山林所得者が適用できることとする。

(注2)本件見直しの円滑な移行を図る観点から、複式簿記や電子申告に未対応の事業者については、官民が協働してその支援に取り組むこととする。また、記帳に不備がある事業者への対応を含め、記帳水準の更なる向上に向けた取組を継続する。

- ◆ 令和7年度税制改正において、デジタルインボイスによる請求データ等を帳簿に自動連携する仕組み(デジタルシームレスの一部)が電子帳簿保存法上に位置付けられ、一定の要件を満たして送受信・保存を行った場合、重加算税の適用除外措置を受けられることとなった。
- ◆ 国税庁においては、本件税制改正を契機として、デジタルインボイスの普及・促進に向けて、一層の周知広報に取り組む。

令和7年度税制改正の概要

令和7年度税制改正においては、このうち請求書等のデジタルデータ(電子取引データ)を自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が、電子帳簿保存法に新設され、それらの電子取引データを一定の要件(下記「送受信・保存の要件(ルール)」参照)を満たして送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、**重加算税の10%加重の適用対象(※1)から除外すると共に、青色申告特別控除65万円を適用することができる**こととされています。(※2)

(※1) 電子取引データは、紙の書類等を保存する場合に比べ、複製・改ざん行為が容易で、その痕跡が残りにくいという特性があることから、電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税を10%加重することとされています。

(※2) 重加算税の10%加重の適用除外は、令和9年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について、青色申告特別控除は令和9年分以後の所得税について適用されます。

上記の税制上の措置を受けるためには、**国税庁長官が定める基準に適合するシステム(※3)**を使用した上で、電子取引データを新設された一定の要件を満たして送受信・保存を行い、**確認できるようにしておく必要があります。また、あらかじめ届出書の提出が必要です。**

➤ 送受信・保存の要件(ルール)

	新設する送受信・保存の要件
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。 【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと(又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと) 【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと 【電子帳簿との相互関連性確保】

(※3) **国税庁長官が定める基準に適合するシステムとは、①デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス(「Invoice JP PINT」又は「JP Self-Billing」)** 又は、**②預貯金口座における決済データのいずれかの電子取引データについて、上記の新設された要件に従って保存できる機能を有するシステムのことをいいます。**

➤ 新設された制度に対応した販売管理・会計ソフト等のイメージ

